



8月15日 21時30分公表

令和5年8月15日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年台風第7号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

1. 災害の概要

令和5年台風第7号による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、京都府、兵庫県及び鳥取県は4市2町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【京都府】 福知山市 （ふくちやまし） 舞鶴市 （まいづるし） 綾部市 （あやべし）	8月14日	令和5年台風第7号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【兵庫県】 美方郡香美町 （みかたぐんかみちょう） 【鳥取県】 鳥取市 （とっとりし） 東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう）	8月15日	令和5年台風第7号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）